

# 随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

## 令和2年5-7月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額(円)	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
1	令和2年度国保オンライン資格確認等自庁システム改修業務	令和2年5月22日	(株)電算佐久支社 佐久市猿久保742-3秋山ビル	3,586,000	本業務は、現在利用している国保システムの改修のため、システムを構築した業者以外にこの業務を遂行することは困難であることから左記業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	国保医療課
2	令和2年度国保被保険者証と高齢受給者証の一体化対応業務	令和2年5月22日	(株)電算佐久支社 佐久市猿久保742-3秋山ビル	1,073,600	本業務は、現在利用している国保システムの改修のため、システムを構築した業者以外にこの業務を遂行することは困難であることから左記業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	国保医療課
3	令和2年度 店舗等利用促進券「がんばろう佐久！応援券」配布システム委託業務	令和2年6月9日	(株)近畿日本ツーリスト 関東上田営業所 上田市天神1-6-1若菜館4階	23,700,000	本業務は、地域経済の活性化に向け、市内で使用できる店舗等利用促進券「がんばろう佐久！応援券」の配布にあたり、応援券の作成、換金システムの構築、換金清算作業等を行うものであり、可及的速やかに行うことにより、域内の消費喚起につなげることができる。 令和元年度(2019年度)佐久市プレミアム付商品券作成・換金等業務と類似していることから、令和元年7月4日付「令和元年度(2019年度)佐久市プレミアム付商品券作成・換金等業務に係る公募型プロポーザル」に参加した業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号)	観光課

# 随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

## 令和2年5-7月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額(円)	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
4	令和2年度 店舗等利用促進券「がんばろう佐久！応援券」配布システム委託業務	令和2年6月25日	(株)電算佐久支社 佐久市猿久保742-3秋山ビル	7,700,000	本業務は、地域経済の活性化に向け、市内で使用できる店舗等利用促進券「がんばろう佐久！応援券」の配布にあたり、配布管理に係るシステムリリース、代行プリント(用紙代含む)、封入作業等を行うものである。 店舗等利用促進券「がんばろう佐久！応援券」は、特別定額給付金の申請に基づき配布することからそのシステムと連動する必要があり、現在の特別定額給付金システムの構築を行った(株)電算以外が本業務を遂行することは困難であることから、左記の業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	観光課
5	令和2年度 市内工業団地等草刈・樹木剪定業務	令和2年6月30日	公益社団法人佐久シルバー人材センター 佐久市取出町183	1,649,732	本業務は、履行期間内において市内工業団地等内管理地の草刈・剪定を行うものであり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターが行う業務のうち「臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること」に寄与するものです。また、過去に当該業務箇所の草刈・剪定を行っており、当該業務箇所の地形や植生を熟知しているほか、草刈・剪定のための技術や知識を有しているため、左記の業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	商工振興課
6	(長期継続契約)地籍管理システム賃貸借(再リース)業務	令和2年7月1日	朝日航洋(株)上田支店 上田市常田2丁目20番21号	月額 31,350	本業務は平成27年に構築した地籍管理システム(以下本システム)の賃貸借(再リース)業務である。 令和2年6月30日に本システムの長期継続契約の賃貸借期間が満了するため、再リースあるいはシステムの再構築が求められるが、再リースであれば、当初月額賃借料の10分の1以下の金額で、非常に安価に賃貸借が行える。 また本業務においては、本システムの所有者である朝日航洋株式会社以外の者では賃貸借ができない。 上記の理由により、同社と随意契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号)	税務課

# 随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

## 令和2年5-7月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額(円)	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
7	(長期継続契約)地籍管理システム保守(再保守)業務	令和2年7月1日	朝日航洋(株)上田支店 上田市常田2丁目20番21号	月額 269,500	本業務は平成27年から稼働している地籍管理システムの保守(再保守)業務である。保守業務においては、障害発生時に迅速な原因究明と復旧が求められるが、本システムの所有者である朝日航洋株式会社以外の者では形式・機能などについて公表されていないため、細部にわたって的確に把握することができない。 このことにより、同社と随意契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	税務課
8	令和2年度佐久市固定資産税の時点修正に係る価格等調査業務	令和2年7月3日	一般社団法人長野県不動産鑑定士協会 長野市岡田町124-1	1,320,000	本業務は、令和元年度に実施した令和3年度佐久市固定資産税(土地)評価替えに伴う鑑定評価業務(以下、本鑑定という)の鑑定価格を基に、固定資産評価基準第1章第12節二に基づき令和2年7月1日時点の修正率を算出し、標準宅地の下落修正を行うための価格調査である。調査結果は固定資産税課税の算出根拠となることから、本鑑定と整合した調査を行う必要がある。 一般社団法人 長野県不動産鑑定士協会は本鑑定を行った業者であり、鑑定内容や評価価格の形成要因など佐久市内の不動産鑑定に精通しており、同協会を除いて本業務を的確に遂行できるものがないことから左記の業者を選定する。 (地方税法施行令第167条の2第1項第2号)	税務課
9	令和2年度 佐久市天体観測施設 ドーム保守点検業務	令和2年7月3日	アストロ光学工業(株) 埼玉県上尾市大字平塚字松原2552番地5	696,300	当施設のアイリッド型という特殊な形式のドームは、設置業者であるアストロ光学工業株式会社が独自に開発した構造・開閉機構が備わっており、アストロ光学工業株式会社でなければ実施できない業務であるため、当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	文化振興課

# 随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

## 令和2年5-7月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額(円)	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
10	令和2年度 佐久市天体観測施設 天体望遠鏡保守点検業務	令和2年7月3日	三鷹光器工業(株) 東京都三鷹市野崎1丁目18番8号	594,000	当施設の望遠鏡は、設置業者である三鷹光器株式会社の特許(ワンダーアイ機能など)が多数含まれた独自の技術体系により作られているほか、望遠鏡の制御機構において制御用計算機と望遠鏡等を仲介する制御装置及び操作ソフトウェアも設置業者が開発したものであり、三鷹光器株式会社でなければ実施できない業務であるため、当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	文化振興課
11	令和2年度 コンプラ平井地区処理施設上澄水排出装置修繕	令和2年7月10日	(株)西原環境長野営業所 上田市住吉8-1	3,300,000	経年劣化によりNo.2回分槽上澄水排出装置の電動シリンダーが故障したことで、現在No.1回分槽のみで汚水処理を行っているが、No.1側での処理が間に合わない場合、汚水移送等の費用を要すること及びNo.1側の負荷が大きいため、機器の故障や水質悪化を招く危険性があるため、早急に修繕を行う必要がある。 修繕には、専門性と緊急性が求められるため、当該処理施設の建設に携わり現場を熟知しており、かつ、機器製造メーカーであることから早急に対応が可能である左記業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	下水道課
12	令和2年度 農山漁村地域整備交付金農業基盤整備促進事業 高呂原地区道路積算業務	令和2年7月15日	長野県土地改良事業団体連合会 長野市大字南長野字宮東452の1	660,000	本業務は、農山漁村地域整備交付金農業基盤整備促進事業高呂原地区において本年度事業費に合わせた工事の積算を行う業務である。 長野県土地改良事業団体連合会は、土地改良法第111条の2に基づいて土地改良事業者(市町村や土地改良区)が、共同の利益を増進するための適切で合理的な方法として自主的に設立した営利を目的としない公法人であり土地改良事業の積算業務に多大な実績があるほか、土地改良法や事業制度に関する十分な知識を有している。 長野県土地改良事業団体連合会は、長野県及び県内の市町村以外で、同じ農政系積算システムの使用ライセンスを有する県内唯一の団体であり、県が提示する積算基準等(歩掛り、数値基準)を正確に反映した積算システムを使用することにより補助事業に耐えうる成果品が作成できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	耕地林務課